

■児相・警察間の情報共有論への危惧

目黒区虐待死事件の解決策として、警察・児相間全件共有論が主張される。しかし、この見解は法的・実務的観点から問題が多い。以下、主に3点述べる。

第一に、児童福祉法等と刑事訴訟法等との基本理念の相違を看過している。児童福祉法は保護者を逮捕し、処罰するための法律ではない。

①通告は、子供・保護者のSOSであり、支援・介入の端緒である。それゆえ、虐待か否かの線引きが重要なのではない。むしろ、おそれを含んで広くカバーするのである。

②虐待対応は、警察介入をメインロードとすべきではない。確かに一瞬、その場で命が救われたように見えるかもしれない(体罰効果と類似)。しかし、介入後の日常生活の中で、一層命の危険にさらされることを想定せねばならない(香川県警の介入手法の検証は不可避。目黒での警察介入が少し後ろにずれただけと

の蓋然性は高い)。子供事訴訟法(逮捕・捜索)と保護者がSOSを発し、警察法(立入権等)及び児童虐待防止法は、出頭要求、立入調査(罰則あり)、再出頭要求、臨検・捜索の制度を既に定めている。①これは極めて強制度の高い実力行使を伴う「行政調査」手法である。この制度のより実効的な活用こそが

第二に、現行法の活用と限界に言及がない。児童虐待防止法は、出頭要求、立入調査(罰則あり)、再出頭要求、臨検・捜索の制度を既に定めている。①これは極めて強制度の高い実力行使を伴う「行政調査」手法である。この制度のより実効的な活用こそが

第三に、相談・ケースワーク等児童福祉法の専門性に言及がない。児童福祉の専門性は、監視・注視すべきでない。

③全件共有により警察独自の介入が増えれば児相負担が減るとの主張もなされる。しかし、例えば保護者による子の面会拒否事情のみで、現行刑

の蓋然性は高い)。子供事訴訟法(逮捕・捜索)、児童虐待防止法(立入権等)及び警察法を根拠としても強制的に子の安全確認ができるものではない。厳格な実体・手続要件を積み重ねた刑事(行政)裁判分野の限界基準を軽視すべきでない。

虐待死を防ぐのは警察介入か

再発防止提言

日本大学危機管理学部准教授(行政法・地方自治法) 鈴木秀洋

虐待死を防ぐ4つの提言

- 1 相談対応件数の上限の設置(ケースワークの強制設置とメンタルヘルスケア)
- 2 ケースワークは、支援と介入のベストミックスであり、過度に介入に傾いたケースワークは、中長期的には保護者を一
- 3 市区町村とも家庭総合支援拠点の迅速設置と補助拡大(市区町村)
- 4 現行制度を使いこなす者(力)で介入して救った